

## いただいた御意見に対する考え方

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>ccs は地球温暖化対策として必要不可欠な施設であり、自然環境を悪化させることなく執り行われることは大変重要かつ有意義。試掘を行う企業または企業グループの責務として以下の3点を課すとよい。</p> <p>1. 海底の鉱物、水質、生態系への影響についてモニタリングすることは決まっているが、当該企業にその能力が十分にあるかを届出により確認するようにはどうか。具体的には実施体制表の提出。知見やスキルが不足している場合は、外部の研究機関や大学との連携をする等、届出の内容を確認し適切な助言や指導を環境省で行うことができると思う。</p> <p>2. 試掘事業者が事前に事業の中で想定される異常事態とその対処方法を提出することで安全・保全体を担保できると思う。</p> <p>3. ccs 事業自体が、これまで経験がない分野であり、様々な想定外の事態が起こる可能性がある。今後 ccs 事業が具体化される中、試掘事業で起こった事態に、いかに対処してきたかを把握することで、事業の導入要件が明確になってくると感じる。従って、四半期に一度程度の頻度で、試掘事業者定期業務報告をさせてはどうか。単に提出を求めると形式的で内容の薄いものになりかねないため、将来の事業化の糧にするという意義や目的をしっかりと伝え協力を依頼すると良いのではないか。</p>	<p>今回の御意見募集の対象である、試掘権の登録に関する政令及び省令に関する御意見ではなく、CCS 政策全般に関する御意見と理解いたしました。今後の CCS 政策の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、御指摘の点につきまして、CCS 事業法においては、試掘の許可をするに当たっての事業者の技術的能力の審査、保安措置を含む試掘実施計画の認可審査、保安規程の届出義務、試掘実施計画の定期報告義務などを課しており、これらの措置を通じて、CCS 事業法の法目的を達成できるよう適切に執行してまいります。また、モニタリングの項目につきましては、貯留事業に係る規定の施行に向けて、御意見も踏まえながら引き続き検討してまいります。</p>